

1. 議事日程（平成28年第2回北広島町議会定例会）

平成28年6月21日  
午前10時開議  
於 議 場

- 日程第1 議案の訂正について
- 日程第2 議案第71号 財産の取得について  
（消防ポンプ自動車（CD-1型））
- 日程第3 議案第72号 工事請負契約の締結について  
（簡易水道事業遠隔監視システム等電気設備更新工事）
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
（北広島町一般会計補正予算第6号）
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
（北広島町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
（北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
（北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 議案第55号 北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例
- 日程第9 議案第56号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第58号 北広島町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第59号 北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第60号 千代田開発センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第61号 北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第62号 指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第63号 訴えの提起について
- 日程第17 議案第64号 財産の処分について  
（土地）
- 日程第18 議案第65号 財産の取得について  
（高規格救急自動車）
- 日程第19 議案第66号 平成28年度北広島町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第67号 平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第68号 平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第69号 平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第70号 平成28年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第71号 財産の取得について  
（消防ポンプ自動車（CD-1型））

- 日程第25 議案第72号 工事請負契約の締結について  
(簡易水道事業遠隔監視システム等電気設備更新工事)
- 日程第26 審査報告 陳情等の常任委員会審査報告
- 日程第27 陳情審査 陳情第9号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第28 陳情審査 請願第2号 道の駅舞ロードIC千代田緑の広場整備に関する請願
- 日程第29 陳情審査 要望第1号 高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望
- 日程第30 発議第6号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第31 閉会中の継続審査の申し出について(5件)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 真倉和之	2番 中田節雄	3番 久茂谷美保之
4番 藤堂修壮	5番 梅尾泰文	6番 森脇誠悟
7番 柿原徳則	8番 室坂光治	9番 中村勝義
10番 伊藤久幸	11番 浜田芳晴	12番 藤井勝丸
13番 蔵升芳信	14番 田村忠紘	15番 美濃孝二
16番 大林正行	17番 宮本裕之	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 空田賢治	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 清水繁昭	豊平支所長 多川信之
危機管理監 五反田孝	総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭
企画課長 畑田正法	税務課長 西村豊	福祉課長 清見宣正
保健課長 福田さちえ	農林課長 藤浦直人	商工観光課長補佐 沼田真路
建設課長 砂田寿紀	町民課長 坂本伸次	上下水道課長 浅黄隆文
消防長 田辺弘司	学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習課長 佐々木直彦
会計管理者 畑田朱美	国土調査事務所長 林秀治	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。昨夜は大変な北広島町も雨が降ったんですが、警報が出るまでは至らなかったということでもあります。広島県南部では、かなり警報が出たりして災害が心配されたわけではありますが、熊本が時間雨量150ミリというような大変な雨が降ったようでもあります。大きな災害にならねばなというふうに祈っておるところでもあります。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案の訂正について

○議長（加計雅章） 日程第1、議案の訂正についてを議題とします。議案の訂正について説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第5号の訂正について概要を申し上げます。議案集の51ページ及び52ページと、別に配付しております正誤表をご覧ください。承認第5号の訂正について説明します。承認第5号で承認を求めています専決処分第10号の専決処分書において、条例番号を追記したため、本案を訂正するものであります。以上、詳細については担当から説明いたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 承認第5号の訂正について、保健課から説明させていただきます。議案集の52ページと、本日配付させていただいております正誤表をご覧ください。承認第5号で承認を求めています、専決処分第10号の専決処分書において、北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例、平成28年北広島町条例に条例番号2を追記させていただくものでございます。訂正の内容につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） これをもって、議案の訂正の説明を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、議案の訂正についてを許可することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第71号 財産の取得について

日程第3 議案第72号 工事請負契約の締結について

○議長（加計雅章） 日程第2、議案第71号、財産の取得について及び日程第3、議案第72号、工事請負契約の締結についての2議案を一括議題とします。以上、2議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第71号及び議案第72号について、一括して概要を申し上げます。追加提出議案書の1ページをお願いします。議案第71号、財産の取得について説明します。本案は財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。2ページをお願いします。議案第72号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、簡易水道事業遠隔監視システム等電気設備更新工事について請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細については各担当から説明をいたします。

○議長（加計雅章） 消防長。

○消防長（田辺弘司） 追加提出議案集1ページを引き続きお願いいたします。議案第71号、財産の取得について、消防本部からご説明いたします。物件名、消防ポンプ自動車、CD-1型、納入場所、北広島町消防本部、買入れ価格4006万8000円、契約の相手方、広島県山県郡北広島町阿坂3432番地5、阿坂モータース株式会社、代表取締役平田時吉。納入期限、平成29年2月28日。本案は、現在の豊平出張所にあります消防ポンプ自動車の老朽化による更新でございます。6月1日、町内業者10社による入札を行ったものです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 議案第72号、工事請負契約を締結することについて、町議会の議決を求める議案について説明をさせていただきます。工事名、簡易水道事業遠隔監視システム等電気設備更新工事、工事場所、北広島町大朝地区、豊平地区。工期、北広島町議会の議決のあった日の翌日から平成29年2月28日までです。請負金額8391万6000円。請負者、広島市中区大手町4丁目6番16号 NEC ネットスエスアイ株式会社中国支店、支店長 三沢徹。この工事は、北広島町の水道事業を遠隔監視で一括集中的に監視をしていくシステムを構築するもので、芸北地区、千代田地区については、昨年度工事を実施しております。今年度、大朝、豊平地区を実施し、完了する見込みであります。以上です。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（加計雅章） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（加計雅章） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（加計雅章） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。この専決処分の国民健康保険税の算出というのは、医療分と介護分、後期高齢者支援分で構成されています。後期高齢者医療制度が始まった平成20年度から見ると、3つの構成部分が、今回もそうですが、そのときの最高限度額と比べ、今回提案されている限度額は幾ら増えるのか、お伺いします。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 国民健康保険税の限度額ということでございます。それぞれ申しますと、医療分平成20年度が47万円、こちらが28年度で54万円、後期高齢者支援分12万円が19万円、介護支援分が9万円が16万円、合計しまして、平成20年度68万円が28年度で89万円に上がります。以上です。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 3割ぐらい増えるわけですが、この限度額というのは、法定額あるんですが、法定額の範囲内で、例えば今回出されているものというのは法定額だと思うんですが、その範囲内、それより下の額で市町が独自に設定できるかどうか伺います。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） おっしゃいますとおり、限度額につきましては、法定の限度額あります。条例で定めることができますので、基本的には市町で決定することは可能であると思えます。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 自由にできるわけですが、この専決の中でいわれている全体の保険料、保険税の額の問題について、最後に1点伺いますが、平成20年度と比べ、1世帯当たりの平均

保険税額はどうか変わっているか、わかればお答えください。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 1世帯当たりの保険税ということでございます。これは調定ベースで申し上げますと、平成20年度が12万2389円、平成28年度が14万3149円ということで、2万円弱増額になっております。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。

承認4号、専決処分第9号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。この専決処分である国民健康保険税条例の一部改正は、国保税の課税限度額を4万円引き上げて89万円に改正するもので、そのうち国保税の7割軽減はそのまま、5割、2割軽減は、所得基準を若干引き上げて軽減を拡大する提案です。課税限度額の引き上げについて、政府は、国保の限度額の引き上げを社会保障制度改革プログラム法に規定し、これまで協会健保の保険料上限額を参考にしていましたが、被用者保険とほぼ同様に、限度額超過世帯の割合が1.5%に近づくよう段階的に引き上げる方針に転換しています。国保税の課税限度額については、先ほど答弁でもありましたように、法定の額の範囲内で、市町村が独自に設定できるものであり、町民の暮らし、医療を守る立場に立ち、限度額も含め、負担の軽減を図るべきです。北広島町では、最高限度額は、平成20年度の68万円からほぼ毎年引き上げ、8年間で引き上げ額は21万円、3割も増え、最高額は89万円となります。しかし最高限度額が引き上げられても、国保税の負担は少しも軽減されていません。被保険者1世帯当たりの平均保険料は、平成20年度と比べ、平成28年度は約2万円増えており、町民は増え続ける国民健康保険税の負担に悲鳴を上げています。そもそも国民健康保険税が高いのは、国庫負担率がかつての50%から現在25%以下にまで引き下げられたことが最大の原因です。暮らしを守ることが地方自治の最大の役割です。そういう努力もされないで、即引き上げることに反対いたします。議員の皆さんのご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論ありませんか。賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 賛成多数です。従って、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（加計雅章） 日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決いた

します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第55号 北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例

○議長（加計雅章） 日程第8、議案第55号、北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。この条例は、中小企業、特に北広島町で大半を占める小規模企業である従業員20人以下の製造業その他、また従業員5人以下の商業、サービス業の成長と持続的発展、地域産業及び地域経済の発展を促し、もって住民生活の向上を目的としています。県内では、府中市、廿日市市に続き、3番目の制定であり、歓迎するものがあります。そこで、この条例の運営が、この中にある基本理念のとおりになるのか、二、三伺います。1つは、第5条3で、町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとしています。そこで伺いますが、例えば広報きたひろしまが毎月発行されています。これは平成28年度予算では380万円です。この入札には町内業者も参加しますが、落札できず、ずっと町外の業者が受注しています。なぜ、町内業者が落札できないのか。いろいろ伺いますと、この最後にある折り込みカレンダー、これがあるために町内業者では、とてもその額で受けられないというふう聞いております。町内業者にできるだけ受注してもらえるように、このカレンダーを広報から切り離すかどうか伺いたいと思います。2つ目は、第6条の4、第8条の2で、中小企業・小規模企業、または大企業は、町内で、他の事業者及び経済団体等の連携に強めるとともに、町内で生産製造及び加工される製品並びに町内で提供される役務の利用に努めるものとしてあります。そこで、町は、公共工事や物品納入などの仕事を受けた業者に、地元の業者や資財を採用するよう契約に明記することになっていますか。また、町外の業者が公共事業等を落札した場合、下請として地元業者を採用するよう、現在以上に強く求めることができるのですか、伺います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 広報きたひろしまのカレンダーの件でございますけれども、そういった詳細な調査はいたしておりませんので、今ご答弁はできません。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 工事の発注等につきまして、財政課のほうからご答弁申し上げます。

これまでも工事、それから委託、それから物品等々につきまして、手法としましては、町内優先ということをお前提にしております。今、ご質問がございましたように、地元の業者を優先ということがございます。工事請負契約書の特記仕様書のほうに、地元を優先していただくように、仕様のほうで謳っております。下請につきましても、特段の理由がない限り、町内業者を優先的に配慮していただくようお願いしているところでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 広報、カレンダーについては詳細わかってないということで、ぜひ調べて  
そうなるように、条例を生かすようにしてほしいというふうな意見が出されています。  
2つ目は、やっているよということですが、しかし、やっているのであれば、その条例  
は、ここに書く必要はあまりないわけです。今そうになってない。例えば下請業者は委員会でも  
指摘しましたけれども、温水プールにしても20社以上入ってますが、1社しか地元業者が入  
ってないというふうに聞いて指摘しました。よく調べて、なぜ、知られないのかを引き続き調  
べながら、地元業者が入るようにするかどうかを伺いたい。もう1点は、資材や業者のあっせ  
んといいますか、ある町内の民間業者がお墓のあっせんをして、町外の業者を紹介しておられ  
ますが、北広島町には石材店がたくさんあり、これでは地元業者の仕事を奪うことになりま  
す。地元石材店と連携し、これは民間業者がですよ。連携し、あっせんすることで地元業者に仕事  
が回り、町内でお金が回って地域経済が元気になるんじゃないか。それだけじゃないんですが、  
そういう種類の業者に協力をお願いはしないのか、伺います。もう1点、新しい問題について  
伺っておきます。3つ目としての新しい問題ですが、住宅リフォーム助成制度についてです。  
昨年、一般質問で提案したときには、税金を個人財産に投入できないと答弁がありました。し  
かし、これは経済対策であり、全国一千七百余の自治体の中で、603自治体が既に導入をし  
ております。55自治体は、店舗のリニューアルにも助成をしています。さらに一昨年には、  
広島県も実施いたしました。税金を個人財産に投入できないという仕組みそのものに問題ある  
のであれば、この前もお話しましたが、それら全ての自治体に問題があるのか。広島県も違反  
をしているのかというふうに思います。それについて、どういうふうなお考えかを伺います。  
以上です。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 下請業者のご質問でございます。近年の大規模、本町が発注しておりま  
す学校、プール等々の工事につきまして、下請業者の業者数とか金額につきましては、財政課  
のほうで確認はさせていただいております。下請業者に対する町内の下請業者の数は至って低  
いという実態でございます。議員ご指摘のように、プールにおきましても、下請は67社のう  
ち町内下請業者は2社というふうに財政課のほうでは把握させていただいておるところござ  
います。今後につきましては、財政課、それから発注課としっかりこの内容、それから問題点  
等々につきまして検討させていただきます。以上です。それから、墓地につきましては把握の  
ほうをしておりません。以上です。

○議長（加計雅章） 個人資産について、税金は投入できんという答弁を。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 29分 休 憩

午前 10時 30分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開します。副町長。

○副町長（空田賢治） 中小企業条例に関する質問にお答えいたします。先ほど住宅リフォームの問題がありましたけれども、おっしゃるとおり、他の自治体では、個人の住宅取得に関する部分という部分についての補助制度もありますけれども、本町としては、定住に限っての住宅リフォーム制度を設けております。その政策目的に合致して、そういった制度を導入するかどうかについては、個別に判断して検討していきたいと思っております。また、先ほど来、民間企業に対する民間業者に対して中小企業の商品を買うとかいうようなこと、町内業者を紹介するというようなことの取り組みについてどうかとありましたけれども、このたび条例をつくりましたのは、日々、その中小企業とか製品とか、新しくいろんなものが出てくるものに対して、この中小企業を振興していこうという基本的な姿勢は変わらずずっと持っていこうということで制定したものでございますので、できてないからつくったということではございません。今後、新しいことがどんどん出てくると思いますので、この考え方をもとに行政、それから中小企業、町民の方それぞれが役割を担って、この中小企業の振興ということを基本に据えて取り組むということで、この条例は制定したということでございます。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） お墓のあっせんについては、ちょっと誤解をされていたようですが、これはお墓というのは例であって、この条例の第6条に、中小企業・小規模企業の役割というのがあります。これは町の役割じゃなくて業者の役割ですよ。その4に、中小企業・小規模企業は、町内の他の事業者及び経済団体等との連携に努めるとともにというふうに書いてあります。役割としてあるんです。ですから、町内だけじゃないんで、考え方をしているんですけども、その運用についてどうなのかというのを実際の事例で聞いたわけです。だから、それについてやりますということだけでも、実際にはやりませんよというふうに言ってるのと同じような感じで印象受けるわけです。これではせっかくいいものができても、運用で十分果たせないんじゃないかという点をしっかりと捉えておく必要があるかどうかという点を言います。住宅リフォームについては、昨年末に町商工会からも、この要望がありました。たくさんの中に一つ入ってました。どのように回答したのか、お答えください。最後になりますので、全国で試され済みのこの住宅リフォーム助成制度が導入できないようでは、真に小規模企業を振興させることにならないのではないかとのご意見があるんですが、どういうふうにお考えか、最後に伺います。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） 昨年の商工会への要望書に対する回答につきましては、後ほど調べてご回答申し上げます。以上です。

○議長（加計雅章） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 35分 休憩

午前 10時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 再開をいたします。商工観光課長補佐。
- 商工観光課長補佐（沼田真路） 昨年の商工会の質問に対する回答でございますけれども、リフォーム制度の拡充については、現在のところ検討していないというふうに回答させていただいております。また、中小企業・小規模企業の町内製品の利用につきましては、今後、支援会議において、そういったものを検討を、そういった仕様について協力要請等してまいりたいというふうに考えております。以上です。
- 議長（加計雅章） 町長。
- 町長（箕野博司） この中小企業・小規模企業振興基本条例については、一般質問でも議論をさせていただいたところでありますし、先ほど副町長も答えたところでありますけれども、この第1条に、目的ということで掲げておりますけれども、中小企業・小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られるように、総合的な施策を推進していく。また、町民、事業者、経済団体等及び町がそれぞれの役割を果たしていこうということで、それらを明文化させていただいております。当然、町もそういう方向で一生懸命進めさせていただきますし、今後、北広島町産業振興会議というものを設けて、そこで具体的なものについては協議をしております。個別の案件については、そういったところで協議も十分していきたいと考えております。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第55号、北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（加計雅章） 起立全員です。従って、議案第55号、北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第56号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第9、議案第56号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第56号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第56号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第10、議案第57号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第57号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第57号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第58号 北広島町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第11、議案第58号、北広島町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃です。この条例は、きたひろネットの全戸設置に向けて、きたひろネットの引き込み線工事費の2分の1を町民が負担していますが、これまでの上限10万円を2万円に引き下げるものです。全協では、これまでの加入者負担の実績は、平均で約2万5000円とのことで、実際には平均5000円程度安くなるだけです。ところが町民が加入しないのは、テレビが映るのに、利用料が毎月2160円、年2万5920円にもなり、負担が重過ぎるからと聞いています。これで加入が大きく増えるのでしょうか。総務課長は、一般質問の答弁で、多少の効果があるのではと、あまり自信のない答えでした。それでは改めて伺いますが、この条例改正で、加入が大きく促進できると考えておられるのかどうか、町長に伺います。
- 議長（加計雅章） 町長。
- 町長（箕野博司） どの程度増えるかどうかというのは未定でありますけども、できるだけ呼びかけ等もしながら、加入者を増やしていきたいと思っております。今後もいろんな方策も検討しながら、あわせて進めていきたいと考えておるところであります。
- 議長（加計雅章） 美濃議員。
- 15番（美濃孝二） できるだけ呼びかけて、どの程度、未定ということですけど、それより以前からお話してますように、緊急情報を町民に速やかに伝えるため、町は何をすべきか、しっかり考える必要があると考えます。以前から提案しているように、防災無線のない千代田から希望者に、町の責任で音声告知放送端末を設置することが必要なのではないかとということも、この間伺ってきましたが、条例も出ておりますので、この点について、考えは変わらないかどうか伺います。

- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 議員ご質問の中身でいいますと、引き込みについては無料ということになりますので、財政的な条件等がかなり関係してまいりますので、そういったところも一緒に検討してまいりたいと考えております。
- 議長（加計雅章） 美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 今の答弁では、一応財政的条件も考えて一応検討する。余地のあるような答弁かなというふうに思います。それで、町長はどの程度増えるかわからないということですが、この条例改正、さらには、今後いろいろな方策を進めていく中で、加入が思うほど促進されないという場合はどうするのか、最後に伺います。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 上限額の引き下げ、それから集合住宅の引き込み料の減免等、今回行っていく計画としております。また、あわせて、インターネットの加入の無料のキャンペーンでありますとか、一緒に行っていく計画でございます。加入が増えなかったらどうするのかということでございますが、増えなければ、また次の別な方策、ニーズに合ったような方策を探っていきたいと考えております。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第58号、北広島町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第58号、北広島町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第59号 北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第12、議案第59号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃です。この条例は、これまで保健師または看護師のうち1人を保健師としてみなす規定を、今度は准看護師も含めて、そのうち1人という形で、保育士とみなすというふうに可能にするものだと考えます。では現在の北広島町の各保育所で、看護師または保健師がどの程度配置されているのか伺います。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 町内の保育施設におきましては、公立保育所2カ所において、臨時職員として看護師を1名勤務してもらっておるところでございます。以上です。
- 議長（加計雅章） 15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） たくさんある中で2カ所ということですが、そうすると、今度の条例が出

された理由、例えば、ほかに配置する必要があるのかどうか、ないところに。含めて、今回の条例との関係をわかりますか。必要であるのかどうか、全ての保育所に。医療従事者といいますか、経験者、それを配置する必要があつて、これを出したのか。この条例を出した理由を伺います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 条例改正の理由、背景につきましては、地方分権改革の推進のため、地方であります都道府県、各市町の公共団体の発意に根差した新たな取り組みを推進するために、平成26年度から地方分権改革に関する提案方式が導入されております。地方公共団体から国に対して、今回、保育士定数への准看護師参入を可能とする規制緩和という提案が出されております。それに基づいて、国の方は省令を改正したものでございます。この提案した理由につきましては、保育所における乳幼児の受け入れが増える中で、子供の体調の急変への適切な対応などのため、看護師など医療、保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっているということから、このたび准看護師を認めてほしいという意見が上がってきております。これについては看護師不足ということの影響もあります。そうしたことから、保育士の定数に算入できる範囲を看護師のみでなくて、准看護師まで拡大して、准看護師等を配置しやすくする必要があるということから、改正をされたものです。それに伴って、本町も条例を改正したものです。全ての保育所に配置すべきかにつきましては、1人に限って配置できる対象範囲を拡大するという考えでありますので、これ全てに看護師を置きかえる想定はしておりません。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第59号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に反対討論を行います。各保育所では、保育士はもとより、看護師等の確保そのものが厳しい中でも、子供たちのためにと医療職の確保に努め、配置されています。子供たちと保護者にとっては、疾病等や感染症、その他疾病の発生予防などの対応が専門性を生かして実施されるということは大きな安心です。ところが、国の基準改正に従って、保育所等の職員配置基準に保健師、看護師に加え、准看護師を保育士とみなすことができるとするのは、実質的には保育士配置基準の引き下げで、保育環境の低下につながりかねません。子供の成長と発達を保障するためには、充実した保育士配置が重要です。保育士の人材確保には、保育士のさらなる待遇改善を行うことが必要です。そして医療職の人材確保には、町としてこれまで以上の人材確保の助成を行うことを求めます。ご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論ありませんか。賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第59号、北広島町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第59号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第60号 千代田開発センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第13、議案第60号、千代田開発センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃です。指定管理にすることによるメリット・デメリットについて伺います。どう考えているのか。
- 議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。
- 商工観光課長補佐（沼田真路） 開発センターの指定管理に伴うメリットでございますけども、これにつきましては、指定管理者になろうとする民間事業者を含む団体を幅広く公募いたしまして、最も施設の稼働率の向上、あるいは経費の縮減が図られるような管理が実施されるものと期待しております。また、利用者の満足度を向上させ、より多くの利用者確保し、民間事業者の発想を取り入れることで、利用者に対するサービスの向上を期待するものでございます。以上です。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。3番、久茂谷議員。
- 3番（久茂谷美保之） 指定管理、これ条例が通ってからのということになるんですが、いつごろからという予定がありますか。それから相手というか指定管理者、公募ということに今答弁がありました。但し、予定のところが公表ができるのかできないかありますが、その辺の点、今2点について。それから、もう1点は、今回のリニューアル工事において、加工部分、豆腐がなくなってみそというような状況になりました。この辺の理由、その辺をもう一度説明を求めます。
- 議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。
- 商工観光課長補佐（沼田真路） 指定管理者の現在予定はございませんが、当該施設は文化的な活用が主な事業となりますので、文化行政の主管課と連携し、今後事務を進めてまいりたいというふうに考えております。時期につきましては、できましたら、秋または年末までにできればというふうに考えております。それから加工施設につきましては、豆腐の機械が老朽化しまして更新することができないということで、指導者も確保できないということで、豆腐については廃止しております。以上です。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第60号、千代田開発センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（加計雅章） 起立全員です。従って、議案第60号、千代田開発センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第61号 北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第14、議案第61号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第61号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第61号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第62号 指定管理者の指定について

- 議長（加計雅章） 日程第15、議案第62号、指定管理者の指定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第62号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第62号、指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第63号 訴えの提起について

- 議長（加計雅章） 日程第16、議案第63号、訴えの提起についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第63号、訴えの提起についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第63号、訴えの提起については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第64号 財産の処分について

- 議長（加計雅章） 日程第17、議案第64号、財産の処分についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾であります。財産の処分についてということで、豊平の阿坂地区でありますけれども、場所的に想像するに、あまり現地がいいところではないのかなというふうに思いますが、2町歩ぐらいの面積であります。北広島に関わりがあるのかなというふうに理解をしてみようかと思いますが、売却の相手方が東京都中央区ということになっているので、よくこの情報が伝わって、買い求めようというふうになったのかなということではありますが、その背景をちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 相手方の今回の背景ということでございまして、相手方につきましては、岳南建設株式会社と議案のほう提出させていただいておりますが、実際には、広島に支店のほうがございます。現在も豊平地域において、借地で、今のこの電柱等の研修等々の事業のほうをされておるといことがまずありまして、それから支店長のほうも、本町に縁のある方がたまたまついておられて、用地を探しておられて、今回の売却という話になったところでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 何らかの関わりがないと買い求めるというふうになかなかかなりにくいのかなというふうに思いましたら、私の想像したところ、この地に縁があるというふうになったんで、私の思いと一緒にありますが、売却価格が770万というふうな金額になっておりますけれども、これ評価額を見ながら770万というのが出たんだろうというふうに思いますが、そこら辺が適当な金額かどうかということと、それから、聞くに、今この土地の敷地内に水道の管が埋設されていて、それを撤去しなくてはならないんだというふうな状況をお聞きしているんですけども、そうであるとするならば、その撤去費にどのぐらいかかるのかというふうなこともお聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） まず、価格についてでございますけれども、町のほうで規定を持っております北広島町普通財産売払事務取扱規定というのがございます。これによりまして、今回の払い下げ額のほうを算出のほうをさせていただいております。この規定によりまして、固定資産税の評価額を0.2で割り戻したものに今回なります。現況、地目のほうは一部山林、それから一部若干の造成というか、雑種地のほうで評価をさせていただいております、それぞれの筆について、先ほどの計算式を当てはめて、今回770万余りの金額を提示させていただいたところでございます。今回の売却の用地内にゆりかご荘の水道施設のほうがあります。水道施設につきましては、分筆をして、分筆後のものを売却をする予定にしております。それからもう1点、その井戸の施設から、管がゆりかご荘まで通っておるんですけども、この管が、この用地内に埋設されておったということで、相手方からも撤去していただいた上で売却をお願いしたいということの申し出を受けまして、この水道管の移設につきましては、見積もりでございますけれども、400万ぐらいの金額を今回の一般会計の補正のほうにも計上のほうさせていただいております。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 770万で買っていて、400万程度ということではありますが、分筆の費用及び撤去代も、このたびの補正で出ている四百何万の金額に入っているということでしょうか。確認いたします。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 費用につきましては、細かくは分筆の費用が22万3000円、それから水道管の移設費が414万1000円、合わせまして436万4000円のほうを補正予算のほうへ計上させていただいております。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第64号、財産の処分についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第64号、財産の処分については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第65号 財産の取得について

○議長（加計雅章） 日程第18、議案第65号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第65号、財産の取得についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第65号、財産の取得については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第66号 平成28年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（加計雅章） 日程第19、議案第66号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、真倉議員。

○1番（真倉和之） それでは2点ほどお聞きをしてみたいと思いますが、6ページ、空き家情報データベースの委託料、これは400万、これについて私は反対するわけではありませんが、この委託料、このデータベースの委託料は、空き家の有効利用を図るということで、このシステムを考えていかれるんだというように思っておりますが、これは行政の中で、横のつながりの中で使っていこうということで、大変ありがたいことだと。情報共有してありがたいことだと思いますが、この情報のデータベースつくって、このものが何年使っていかれるのかということなんです。例えば5年したら、現状のままじゃありませんから、必ず変わってくるはずなんです。このことが新たに発生してくる危険家屋などのデータベースをこの中へ順次入れていかれるのかどうかということをお聞きをしてみたいと思いますと同時に、なぜ、僕がこういうことを聞くかといいますと、以前にGPSの地図情報システムを1億円かけて議会承認してつくられましたが、このものについても、常につくったときのものが固定しているわけじゃ

ないと思うんです。常に変動していきますので、これとあわせてどのぐらい、何年したら、データベース変えていかなければいけないのかということあわせてお聞きしてみたいと思います。2点目については、また別に質問をしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 空き家情報のデータベース化でございますけども、このデータベースにつきましては、内容は、主には平成26年に空き家調査をいたしました。この内容を盛り込むものでございます。どういうふうにデータベース化を図るかということでございますけども、今おっしゃられました既存のシステム、GISのシステムがございます。そこに情報としまして、地図情報でありますとか地籍情報、あるいは道路でありますとか上下水道の情報、これらを被せて情報化しております。その上に、この空き家情報というものを載せてまいります。今おっしゃいました空き家の有効活用、これが大きな目的ではございますけども、この危険家屋、危険家屋に至らないまでも防災上の問題点、あるいは景観でありますとか衛生上の問題点、いろいろな問題点ございますので、そういう情報もいただいております。それらも含めて、このデータベース化をして、全庁で共有していこうと、各課にまたがるものが非常にございますので、情報共有ということでデータベース化を図るものでございます。これが何年ということになりますけども、随時情報は更新をしていこうと思っております。特に危険家屋等につきましては、いろんな情報が入ってまいります。最終的には撤去に至るというふうなこともございますので、そこはいただいた情報を入れ込んで、随時管理ということでございますので、これ何年ということじゃなくて、情報を更新しながら進めていくというものでございます。また、有効活用部分につきましても、また、空き家バンク、これらともリンクしながら進めてまいりたいと思いますので、利用につきましては、随時更新ということで行ってまいりたいと思っております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 非常にありがたい答弁をいただきましたが、ただ、このことが一番心配なのは、例えば1億円かけてGPSでつくった部分についても、常に何年かしたら更新していかなければいけないんじゃないかと思うんです、私が思うのは。それ全町するわけにはいきませんので、重要な部分、この地区をやろうということになると、飛行機を飛ばしたりしなきゃいけないようになろうと思いますが、その点については、どの辺で、例えば5年使ったら、そういうことは入ってくるよというようなことがあれば聞いておきたいと思っておりますと同時に、もう1つ、次の質問いってもいいですか。それでは12ページの中に商工観光費、空き家店舗調査委託料とありますが、これ調査されることは私はいいいと思うんですが、その後、どうしていくんかという考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） 空き店舗等調査につきましては、先ほどありましたGPSのシステムの中に、同じように今後入れ込みまして、Uターン、Iターン者等のマッチング等に活用してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） GISに係る航空写真の更新でございます。現在のところ、いつ更新するのかというところはまだ定めておりませんが、GISのシステムを入れまして、かなりの年数がたっております。更新の必要性は思っております。GISに限らず、航空写真につき

ましては、固定資産税、土地、家屋等の把握にも活用しているところがございます。全庁的な活用がございますので、この更新も必要なことと思っておりますけれども、それにつきましては、また協議をさせていただいて、更新時期を考えていきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 莫大な金を使っていくわけでありますので、有効にこのもの生かして使っていただきたいと思っておりますと同時に、さっき空き家店舗について答弁いただきましたが、このことをどうつなげていくのか、ただ、調べて、このものを入れていくんだというだけでなしに、空き家店舗へ、これ全国的な問題であります、空き家店舗どうしていくんか、千代田の八重に1つ空き店舗が入っていただきましたが、こういう方法取り組んでいくのかどうか、足を踏み出していく考え方をされるのか。これ商工会と一緒に物事考えて取り組んでいかれるのか。もう少し具体的な考え方を示していただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） 各種Uターン者、Iターン者等ございましたときに、そういった店舗を活用して、こちらのほうで事業をしてみたいという方が相談に来られることがございます。そういったときに、データが現状ではない状況でございますので紹介をすることができないというふうな状況がございます。そういった状況を踏まえて、今回、こういった調査をすることにより、的確にご紹介申し上げるといふような形になれば、スムーズな定住につなげていけることになるというふうに考えております。また、商工会等とも連携を図り、そういった今後の商店街の振興等にも活用できるというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃です。36ページ、これは諸収入、医師・看護師育成奨学金返還金72万円、これは本人から町内に勤務しないので返したいという申し出があったと説明を受けました。また、看護師になられて、すぐに返還するというので残念だなと思っておりますけれども、一年で返却とはショックなんです、条例では、卒業後、町内に勤務できない場合は、半年内に一括返済となっております。以前も指摘しましたが、他の市町と比べて条件が厳し過ぎて敬遠されるんじゃないかと危惧をしたことも指摘しました。昨年、した人が1人、看護師で返済があったということですが、今年はどうなのか含めて、昨年、今年で採用はあるのかどうか伺います。それと、歳出の4ページ、住民自治活動助成金ですが、133万円、これはふるさと寄附金で振興会を指定したもので、千代田81万円、豊平52万円とのことですが、自由に使えるお金なのかどうか伺います。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課から、医師・看護師育成奨学金のことについてご回答させていただきます。今年度は募集をかけましたが、申し込み、申請のほうはございませんでした。この条例については、議員おっしゃるとおり、活用については今後研究していくことが必要と考えておりますので、有効に奨学金の活用していただけるように研究してまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 住民自治活動助成金でございますけれども、これは今おっしゃられましたとおり、地域協議会を指定して、ふるさと寄附をしていただいたものを助成金として出すものでございます。これを自由に使えるのかということでございますけれども、寄附をされる際に各

地域を指定されますけども、さらにこういうことに使っていただきたいというふうな寄附者の意思を抱えたものもごございます。そのものにつきましては、この意思をできるだけ反映をしていただくということで、このご意思を含めて各地域に助成をいたしますので、その部分を尊重して活用していただきたいということでございます。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 寄附者が意思を示していれば、それを尊重するというのですが、できるだけ反映するといわれますが、義務づけられたものではないのかどうか、全てを、100万円寄附であれば100万円そこに使ってほしいということであれば、さらに使うというふうに義務づけられたものではないのかどうか伺いたい。それで、さらに委員会では、寄附申込書に4つの振興会のいずれかを指定することができると4つの振興会の名前が書いてあります。千代田、豊平云々。実際には振興会のもとに各地区振興会があるわけです。本地振興会とか南方振興会とか、それを例えば千代田地域まちづくり協議会に希望して、さらには南方地域振興会という意思がここにあれば、そのお金はそちらに行くのかどうか伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 寄附される際のチェック欄につきましては、4つの地域協議会でございますけども、その備考欄であります。先ほど申し上げましたとおり、こういうことに使っていただきたいというふうなものが指定してあれば、まさにそこに該当する地区、地域協議会の下にあります。千代田でいえば振興会というところにいるというふうなことになるかと思えます。そこで、寄附者の思いを尊重していただいて、その振興会で活用していただくというふうなことになります。これが義務づけであるかどうかということですが、義務というたてりて助成をしているわけではございませんけども、やはり寄附者の思いというものが一番でございますので、その寄附者の思いを尊重し、沿った形で、有益に活用していただきたいというふうには思っております。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第66号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第1号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（加計雅章） 起立全員です。従って、議案第66号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第67号 平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（加計雅章） 日程第20、議案第67号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃です。歳出2ページの国保システム改修委託料130万5000円です。これについては広域化に関するシステム改修費用というふうに聞いておりますが、

6月15日の中国新聞では、国の財政支援を2016年度の2300億円弱から17年度は3400億円に増やす予定だったが、消費税再延期のため、据え置きや小幅増にとどめるおそれもある。18年度に都道府県に移管することになっており、財政支援が予定どおり実施されないと移管が危うくなる。また保険料が上がるなど、加入者の負担が増えるおそれもあると報道がされました。そこで伺いますが、この先が見通せなくなったにもかかわらず、広域化を前提としたシステム改修は必要なのかどうか伺います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 国保の広域化につきまして、町民課からご答弁申し上げます。先ほど議員のほうからございましたが、国の財政支援等々につきましては、まだ、県のほう通じて、私どものほうには情報がまいておりません。また、こういった国の財政支援ありきの広域化ということもございますけども、今のところ、スケジュール的に申しますと、今の状態でシステム改修、どちらにしても改修にかなりの期間を要しますので、広域化になります平成30年度4月に向けての作業としましては、今のところスケジュールどおり、こういった改修等行いながら進めていくということになっております。以上です。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 広域化の理由としては、財政が厳しいからというふうに大体理由がつけられてますけども、また市町にとっては広域されれば負担が少なくなるんじゃないかというふうなそういう思いがあるようです。しかし、加入者からすれば、保険料がどうなるのか、先ほどの反対討論で言いましたように、非常に負担が重い。値上げはなくなるのかどうか、まして消費税増税再延期されて、広域化した場合には上がるんじゃないかというふうに考えられるんですけども、その保険料についての所見を伺います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 国保の広域化に伴いまして、国保税の増、負担というところのございますが、正直にまだ、実際、広島県におきましての国保税、国保料の算定基準等まだ決まっておられません。現在検討中でございます。従いまして、本町で国保税がどうなるか云々につきまして、まだご答弁申し上げることに至りません。以上でございます。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第67号、北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号に反対討論を行います。この補正予算の主なものは、広域化に伴うシステム改修委託料130万5000円です。これは、今市町村が運営主体となっている国民健康保険を18年度から都道府県に移行させるためのものです。今、国民健康保険は、他の協会健保など公的医療保険に比べ、高齢者や低所得者層が多く加入しているという構造的な問題を抱え、結果、高過ぎる保険料や財政悪化につながっています。そのため政府は、公費拡充による財政基盤の強化策として、15年度から消費税増税分を財源に、低所得者対策として保険者支援制度を拡充し、17年度からは、後期高齢者支援金を加入者数に応じた負担から加入者の所得に応じた負担である全面総報酬割の導入に伴って、減少する協会健保への国庫補助金2400億円から1700億円を当てることで、計3400億円を投入するとしています。政府は、これらに対し、保険料負担の軽減や伸び幅の抑制が期待できると強調していますが、この国費投入も長期的に続く保証はありません。ましてや消費税増税の再延期で、子育て分野などの財源を新たに

確保する必要ができたため、国保への財政支援の一部を回す案が持ち上がっているとも報道されています。財政支援が予定どおり実施されないと移管が危うくなり、保険料も上がるなど、加入者の負担が増えるおそれがあります。しかも高齢化や医療技術の進歩などにより、今後も医療費の増大が予測されています。国庫負担を大幅に増やして、国保の財政構造を抜本的に変えない限り、さらなる保険料高騰は避けられません。国保の高過ぎる保険料（北広島町は保険税）は、国民が必要な医療を受ける障害になっています。保険税の引き下げは喫緊の課題であり、そのためには、国庫負担の抜本的な引き上げこそが必要です。そのため、財政的支援の見通しのない都道府県化、広域化に向けたシステム改修予算には反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

- 議長（加計雅章） ほかに討論ありませんか。賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第67号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第67号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 議案第68号 平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第21、議案第68号、平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第68号、平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第68号、平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22 議案第69号 平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第22、議案第69号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第69号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第69号、平成28年度北広島町情報基盤整備

事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第70号 平成28年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（加計雅章） 日程第23、議案第70号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。10番、伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 手術室と、それからMRIの部屋の改修工事とで補正予算が出ていますけども、まず、お伺いしたいのが、4月に新しいシステムで開業されました。そこでMRIというのは、本来、今の医学にあつては、我々素人でもわかるように必要なものであります。なぜ、そのときに出せなかったのか。いろんな理由聞くと、保健課長が委員会でも説明もありましたけども、改めて見ていただくと、手術室が使えないとかいうことと、それからMRIはどうしても欠かすことができない機器なので導入を図ったと。要るものは要るんだから導入しなきゃいけないという考え方ですね。非常に計画性の薄い考え方、緊急を要したとはいえ、行政のやる事業としては、あまりにも計画性がないというふうに思います。そのところ答弁いただくと、それから6400万円のリース料で、月々99万円の年間約1000万円のリース料が上乗せされ、4月に出された900万円のリース料を精査したら、500万円は今のところ要らないということで、合計したら1300万円というリース料になったということでもいいんですか。間違えたら訂正してください。そういうことも含め、今言った設備費もありました。今後、500万円を今回は一応なしにしたということですが、恐らくまたリース料が500万円どこかで上乗せされるような気がしてしょうがないのと、それから医師の宿舎、その改築がまた出てくるのではなかろうかというのと、今後またそうした上乗せというか、また、補正が出てくるようなことがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課から回答させていただきます。まず、MRIのことについてでございます。議員がおっしゃいましたように、とても緊急的に4月の1日からの指定管理となっております。そのため、4月からの診療の状況の中で、外来の受診の患者さんの中に、やはり膝とかの関節の痛みで受診される方が多いというときに、指定管理者のほうからもあわせてMRIがあることによって正確で迅速な診断ができる。医療事故、あわせて医療のほうの精度、管理の上でも安心した医療の提供につながるということを判断させていただいてのMRIの導入でございます。MRI導入については、指定管理者のほうも、当初は、近くのMRIのある医療機関のほうへのご紹介も検討しておりましたが、豊平病院へ受診される方の約7割が後期高齢者の方でございます。遠くへの医療機関への紹介等につきましては、ご負担も大きいということとかも踏まえましての検討結果となっております。手術室につきましても、実を言いますと、平成26年度、27年度も豊平病院での手術の実績はございませんでした。議員がおっしゃったように、4月に入りまして、専門業者と指定管理者が改めて整形外科の手術ができるかどうかを見ていただきましたところ、今回のような形で、手術室の改修が必要と判断させていただきました。手術をすることによって、安定した収入、経営の健全化につながると判断させていただいております。今後のことにつきましては、何分初めてでございますので、指

定管理者とも協議をしながら、一緒になって病院の経営健全化とあわせて豊平地域の医療を守るという視点で取り組んでまいりたいと思っております。病院職員、医師住宅の修繕についてでございますが、職員住宅の修繕については、指定管理には含まれておりません。今後についても、また修繕等発生するかもしれませんが、そのときにはまた協議をしながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） リース料、MRIが導入した分、増えた経費分、当初予定したものを精査したということで1300万円と言われましたけども、リース料の総額につきましては、そのとおりでございます。このリース料が増えたものについては、今、保健課長が答弁しましたように、診療報酬の増につながるという判断で、その分、経費という部分については、収入は上がっていくものというふうに判断しております。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） リース料の分ですが、そういう答弁はいいんですけども、4月に上げたリース料の500万円を一応精査して減らしたという部分を今後出すか出さないかという部分の答弁がなかったのと、それから病院の医師の宿舎、それは管理料に含まれてないと言われるけど、これは全部一緒なんですよ、豊平病院の。豊平病院に泊まれる医師は豊平病院の医師ですからね。そこらも含めて、今後またあり得るということが考えられるというか、恐らく出てくると思います。それから医療機器にしても、さっき言ったリース料、それ以外のもまた出てくるような気がします。そうしたときに、町長は、私の3月の一般質問で、幾ら出してもいいとは思っていないけども、指定管理者と一緒に改善を図るとかというような答弁されて、上限は持たないというふうに言われたけども、その定例会のたびに補正補正補正補正ということが出てくると、議員としても、こんなことは言いたくないんだけど、まあしょうがないの、しょうがないのでどんどんいくということはあるべき姿じゃないと思うんですよ。そこらをどこで止めるかというの、それとか、医療機関ですので利潤というか、儲け分が出てくるわけですね。そこら辺をどうやってプールしていくかというの指定管理ですから、あるとは思いますが、ある程度の成果を上げた時点で、そこからの設備費とかいうのを出していくとかいうふうなことを考えていくことは考えられないか、ちょっと答弁願います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 豊平病院のことにつきましては、4月以降、指定管理ということで移行させていただきました。おかげさまで、外来患者数等は順調に増えてきておるといような状況でございます。そういった状況も見ながら、今回のリースでありますとか、そういったものも判断をさせていただいておるところであります。今後とも、今年度は、今のところでは、これで、これ以外にはないというふうに思って今回出させていただいておりますけども、今後の病院の状況を見ながら、また、いろんな判断はしていかなざるを得ない局面も可能性としてはあるというふうに思っております。いずれにしても、ある程度機械導入、あるいは改修等もさせていただきながら、それがペイできるような、収益が生まれてくるというところもあわせて検討しながら進めておるところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 病院の宿舎についてでございますが、今後、修繕が出てくるかどうかというところは、宿舎の具合によりますので、ここであるとかないとか言えませんが、そのと

きに出たときに協議させていただくという形になると思います。以上でございます。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） まあ、乗りかけた船だから、やっしまえでいくと思うんです。恐らく通ると思うんだけど、やっぱり何事にも計画性というのは大事だと思うんですよ。ある程度精査して、補正を出すなら出すで、ある程度まとめたものを出していかないと、ちょこちょこちょこ出すようなことがないように、今後気をつけていただきたい。以上でございます。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾であります。3月議会で、無床の診療所化というような状況の中から、病院で存続しようということに対して、条件付ではありますけれども、賛成をした議員の一人としてちょっとお聞きをしてみたいというふうに思います。私は、今、条件付というふうに言いましたけれども、その第一は、常勤医師の確保ということ、それから新たに指定管理になる病院の看護師、そして派遣になる町の職員の労働条件の問題等も条件に加えたわけがあります。そのいずれも今、うまくいっているのかいないのか、看護師も含めて緊急医療体制も今難しいと。それは医師の問題、あるいは看護師の問題ということでもあります。私も賛成した議員の一人でありますから、そのところの責任があるわけがあります。そこをしっかりと、自分も受けとめなくてはいけませんけれども、病院化を継続していこうというふうに決めたところもまず責任を全うしてもらわにやいけません。発言に責任持ってもらわにやいけません。行動に責任持ってもらわにやいけませんということでもあります。そして、このたびの補正で、資本的経費の中で、2594万8000円、資本的経費が計上されておりますけれども、これは今までの町立豊平病院で持っていました内部留保資金が資本的経費に使われるということで、違うところの経費の部分が新たな経営者のもとで進められる病院に経費が使われるというふうなことがあるという部分について、さてさてどのような状況の中でそういう決定がされたのか。そして、そのものは今後どうなるのか。それは経営が上向くんだから、返してもらいますよ、当然ですよということになるのか、そこをお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） まず、医師の雇用についてでございます。指定管理者のほうも、常勤医師の雇用について努力をされております。町としても指定管理者に対して、医師の雇用について努力していただくように再三にわたりお願いしているところでございます。医師の常勤については、そういった状況で、指定管理者ともども取り組んでいるところでございます。看護師については、法人採用の臨時職員については、町の雇用継続の臨時職員の就業規定と同じ内容で対応されております。法人採用の正規職員の就業規則は指定管理者、労働組合と速やかに締結できるよう協議中と聞いております。派遣職員については、職員の派遣に関する協定書のとおり、町の職員の就業規則に準じたものでございます。指定管理者の採用による就業規則も整い次第労働基準局のほうへ届けて、看護師の雇用について積極的に取り組んでいく次第でございます。留保資金についてでございますが、病院の施設管理でございますので、今回、留保資金のほうで対応させていただきました。今後については、本当に初めてのことでございますので、協議をさせていただきながら進めさせていただくと思っております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） もともと医師が不足をしているということで、随分と町長初めこれまで何年もの間、医師の確保ということでいろんな医療機関、あるいはあっせんしてもらえるところに

相談に行ったけれども、医師の確保ができなかったという経過の中で、医師の確保ができるからというて齋和會が手を上げたのではないのかなど。そして新しく医師が確保できるように、採用も決めてますよというふうなことも私もお聞きをして判断材料にさせていただいたわけがあります。看護師等については、これから先、いい方向に行くのかもしれませんが、ぜひ医師の確保は、法人、指定管理のほうも、それから、ここから先、町がどこまでかかわれるのかということもありますけども、最大限の努力をしていただかないと、私たちも病院存続することに対して賛成をしたわけでありますから、ぜひ、いい結果が生まれるように期待をしたいというふうに思います。それから留保資金の件でありますけども、初めてのことから、それは初めてのことでしょ。それはいいんですけども、これから将来的にそのことをどうするのかというものがないと、初めてであっても2回目であっても3回目であっても人を納得させることはできないというふうに思いますから、そのところをはっきりご答弁をいただきたいと思います。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 医師確保につきましては、これまでもいろいろな努力をしてきたけれども、結果としてできてなかった。そして指定管理に移って、常勤医師が結果として確保できてない状況ですけれども、今後も民間医療機関でできるチャンネルを利用した医師確保活動と、それから引き続き町立病院でありますので、公立病院として医師を確保するという、この両方のことを融合させながら、新たな取り組みを進めていきたいと思っております。当然指定管理者のほうにも努力していただかないといけませんけれども、町においても引き続きいろんな方面に取り組んで、働きかけをしていきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 今回の資本的支出のご質問でございます。その財源が留保資金が当たっておるということでございますけども、予算書等見ていただければ分かるんですけども、要するに企業会計の現金が27年度末で7000万余りあるということでございます。当初の3月をお願いしておりましたように、一般会計からも多額の補助金を支出しておるということもありまして、今回につきましては、資金のほうが残りがあるということで、この財源として、留保資金で予算のほう計上させていただいておるということでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 公営企業会計でありますから、特にいろいろな資産について、減価償却というものを積み上げていって、新たにまたそのものを再取得するための留保資金というのをためていかにやいけんわけであります。だから、たまたまその現金があつたから、一般会計から繰り出しをするのも、この留保資金使うのも、結果的には一緒だからいいじゃないかという考え方が伝わってくるわけですが、基本的に会計の処理の仕方自体も違うし、違う企業でありますから、法人が受けたんでありますから、指定管理に出したんでありますから、そのところは考え方だけ、しっかり会計上の処理上の整理はしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 協定書を見るのに、今回につきましては、手術室等の施設の改修費に2500万余りの支出をお願いしているところでございまして、この経費につきましては、町建物の改修でございます。MRIとまた違ってあって、町有というか、病院の建物の改修でござ

いますので、工事費です。ですから町費でやるのが原則であるというふうに思っております。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第70号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第1号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第70号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。午後1時15分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 11分 休 憩

午後 1時 15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの訂正箇所がありますので、財政課長。

○財政課長（信上英昭） 今朝ほどの議案第64号の審議の中で、財産の処分ということで、梅尾議員から、売却金額の基礎というご質問の中で、固定資産の評価額の0.2で割り戻すとお答えをしたところでございますけども、正しくは0.7でございます。おわびして訂正をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第71号 財産の取得について

○議長（加計雅章） 日程第24、議案第71号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第71号、財産の取得についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第71号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第72号 工事請負契約の締結について

- 議長（加計雅章） 日程第25、議案第72号、工事請負契約の締結についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第72号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。  
本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第72号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（加計雅章） 日程第26、陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。各委員会へ審査の付託を行っております陳情等について審査結果の報告を求めます。総務常任委員会、藤堂委員長。
- 総務常任委員長（藤堂修壮） 平成28年6月21日、北広島町議会議長加計雅章様。総務常任委員会委員長藤堂修壮。委員会審査報告。6月10日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第9号、件名、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書、の採択を求める陳情書。審査の結果、採択。要望第1号、高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望。審査の結果、採択。理由であります。陳情第9号、最低賃金の改善による地域経済の好循環に即するため、地域経済の中心となる中小企業負担の軽減のための支援策の拡充を政府に求めるため、採択といたします。要望第1号、高齢者が地域で活躍できる場であるシルバー人材センターへの支援は、一億総活躍社会での一人ひとりが個人と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができることから、採択といたします。以上、審査報告を終わります。
- 議長（加計雅章） 次に、産業建設常任委員会、宮本委員長。
- 産業建設常任委員長（宮本裕之） 平成28年6月21日、北広島町議会議長加計雅章様。産業建設常任委員会委員長宮本裕之。委員会審査報告。6月10日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件の番号、請願第2号、件名、道の駅舞ロードIC千代田緑の広場整備に関する請願。審査の結果、採択です。理由として、緑の広場の利用者の利便性及び安全性を確保する観点から、採択といたします。議員皆様のご賛同をよろしく願います。
- 議長（加計雅章） 以上で、常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 27 陳情審査

- 議長（加計雅章） 日程第 27、陳情審査を行います。陳情第 9 号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書、の採択を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第 9 号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書を採決いたします。本件について、委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、本件については委員長の報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 28 陳情審査

- 議長（加計雅章） 日程第 28、陳情審査を行います。請願第 2 号、道の駅舞ロード I C 千代田緑の広場整備に関する請願を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより請願第 2 号、道の駅舞ロード I C 千代田緑の広場整備に関する請願を採決いたします。本件について、委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、本件については委員長の報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

## 日程第 29 陳情審査

- 議長（加計雅章） 日程第 29、陳情審査を行います。要望第 1 号、高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターの支援の要望を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより要望第 1 号、高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望を採決いたします。本件について、委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、本件については委員長の報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

## 日程第 30 発議第 6 号 地域からの経済好循環の実現に向け 最低賃金の改善と中小企業支援策

## の拡充を求める意見書の提出について

- 議長（加計雅章） 日程第30、発議第6号、地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書（案）の朗読をいたします。事務局。
- 議会事務局長（松浦 誠） 地域からの経済好循環の実現に向け 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキングプアとなり、平均賃金は2000年に比べ、15%も目減りしている。世界的にも例のない賃金の下落が消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が賃上げによる経済の好循環を目指すことは理論的には正しい。2015年の地域別最低賃金は、最高の東京で907円、広島で769円、最も低い地方では693円にすぎず、フルタイムで働いても年収120万円から150万円では人間らしいまともな暮らしはできない。また、地域間格差も大きく、広島県と東京では、同じ仕事をして時給で138円も格差があるため、若い労働者の県外流出を招いている。中小企業への支援策を拡充しながら、生活できる水準の最低賃金を確保し、それを基軸として、生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。記、1、政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げること。2、政府は、全国一律最低賃金制度の確立等地域間格差を縮小させるための施策を進めること。3、政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業と、そこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。4、政府は、中小企業に対する代金の買いたたきや支払い遅延等をなくするため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。5、政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成28年6月21日 広島県北広島町議会 提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審査会会長。
- 議長（加計雅章） これで意見書の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。4番、藤堂議員。
- 4番（藤堂修壮） 発議第6号、平成28年6月21日、北広島町議会議長加計雅章様。提出者、北広島町議会議員藤堂修壮、賛成者、北広島町議会議員中田節雄、同森脇誠悟、同蔵升芳信、同美濃孝二。地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会議規則第14条の規定により提出いたします。趣旨、非正規労働者が全労働者の4割に達し、4人に1人が年収200万円以下という状況にあり、最低賃金の地域間格差は、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっている。最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効である。あわせて、地域経済活力の源である中小企業がその力を思う存分発揮できるよう、中小企業負担を軽減させるための支援策の拡充を求める必要があるため、政府に意見書を提出するものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。
- 議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、発議第6号、地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 閉会中の継続審査の申し出（5件）

- 議長（加計雅章） 日程第31、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付したとおり、総務常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長より、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。以上で、本日の日程は全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで、町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。6月10日の開会から本日までの12日間、議員の皆様におかれましては終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案いたしました全ての議案についてご承認をいただき、まことにありがとうございました。平成28年度に掲げた施策展開が始まり、これから本町のあり方を定める第2次長期総合計画の策定に向けて取り組みを本格化させております。また、地方創生事業として若者の定住、集落対策、地域の活性化へ取り組んでまいります。明るく元気な町の実現に向け、全職員一丸となり、緊張感を持って町政運営に取り組んでいく所存であります。今後とも町行政の運営につきまして、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、またあわせて、皆様のご健勝を祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。
- 議長（加計雅章） これをもって、平成28年第2回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 37分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員

北広島町議会議員